

6.申請対象者が年金受給年齢に達しているが、年金受給しない(出来ない)理由
理由

7.申請対象者の収入が扶養認定基準内であるか(下記の収入範囲、収入基準を参照)
 基準内である
 基準を超えている ⇒扶養申請をしても扶養認定されません

[収入範囲]
・現金、現物収入の全てを含みます。
・給与収入、事業収入、利子収入、不動産収入、農業収入、山林収入、各種年金、恩給、失業給付等
・健康保険の傷病手当金、出産手当金、被保険者以外からの仕送りや雑収入等

[扶養者の収入基準]
・年間収入が被保険者の年収の1/2を超えないこと。
・60歳未満の方は、年間収入が130万円未満(月額108,334円未満)
・障害年金受給者および60歳以上の方は、年間収入が180万円未満(月額150,000円未満)

8.申請対象者に被保険者以外で生計援助をしている方
 いる いない

援助者の氏名	年齢	続柄	住所	援助額	月額(円)

9.申請対象者と被保険者との同別居と仕送り
 同居 別居 ⇒別居理由 被保険者が業務上の単身赴任 業務上の単身赴任以外……⇒ 別居理由

別居理由が”業務上の単身赴任以外”の場合は、仕送りについて
 仕送りしている 仕送りしていない 手渡ししている } ⇒仕送り事実が証明出来ないため、扶養認定されません。

仕送り方法 送金 その他(具体的に)
仕送り頻度 毎月(月額 円) 年間 回(1回あたりの仕送り額 円)
仕送り金額 年額 円

・仕送りを証明できる書類が無い場合は、仕送り事実が確認できないため扶養認定されません。
・被保険者から扶養申請対象者への送金日時、送金額が明確に分かる書類が必要です。
・同一口座内での入出金、手渡しは送金とは認められません。
・被保険者以外の扶養義務者と扶養申請対象者が同居している場合は、同居している方が優先的な扶養義務者となります。
また、複数の親族が生計費を援助している場合は、独立生計とみなします。

10.扶養申請時に必要な書類の提出(「被扶養者申請の必要書類一覧」に記載されたもの及び当組合で書類を指定し提出を求めたもの)
 期限までに提出することが出来る。
 期限までに提出することが出来ない。 ⇒扶養申請をしても判断が出来ないため、不認定となります。

11.誓約書
明治グループ健康保険組合理事長殿
上記に虚偽の内容があった場合には、扶養認定日に遡り扶養者の認定取り消しをされても異議はありません。
認定基準を満たさなくなった日(事由発生日)以降に、貴健保が負担した医療費等は、全額返還します。
就職した場合や扶養認定基準に該当しなくなった場合は、速やかに扶養者削除の手続きをします。
令和 年 月 日記入 (扶養申請日以降に記入してください。)
記号 番号 被保険者氏名 印